山口大学医学会内規

第 1 条　この内規は、山口大学医学会会則（以下「会則」という。）第 10 条及び第 11 条第 6 項の規定により、入退会及び役員に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条　会員調査及び会費の徴収は、毎年 4 月にこれを行う。

第 3 条　入退会の手続きは、随時山口大学医学会事務局において行う。

第 4 条　本会会員でない新任教授及び新任准教授は、着任時直ちに入会することを原則とする。

第 5 条　副会長は、山口大学医学部（以下「医学部」という。）選出の山口大学評議員の中から、会長が評議員会に推薦する。

第 6 条　山口大学医学部を定年退職した教授は、本会の名誉会員とする。

第 7 条　会則第 11 条第 1 項第 3 号に規定する評議員を、学内評議員及び学外評議員に区分する。

第 8 条　関連病院及び関連施設は賛助会員とし、その病院長及び施設長を学外評議員とする。

2 霜仁会は賛助会員とし、会長、副会長及び支部長を学外評議員とする。

第 9 条　会則第 11 条第 1 項第 4 号に規定する総務幹事は、医学科の基盤系及び展開系教授、保健学科教授、各 1 名が務めるものとする。医学科については、原則として建制順に務めるものとする。保健学科については、原則として先任順に務めるものとする。

第 10 条　賛助会員の会費は、会則第 6 条第 4 項の規定に関わらず、当分の間 1 か年 1 口以上とする。ただし、霜仁会については、複数口を納入する。

第 11 条　第 7 条に規定する学内評議員は、次に掲げる者とする。

一　本学部教授
二　本学部准教授
三　本学部関係者

2　前項第 3 号に規定する評議員は、会長がこれを推薦する。

第 12 条　第 7 条に規定する学外評議員は次に掲げる者とする。

一　山口県健康福祉部長
二　山口県医師会長
三　宇部市医師会長
四　元医学部教授
五　元医学部関係教授
六　関連病院院長
七　関連施設施設長
八　霜仁会会長
九　霜仁会副会長
十　霜仁会支部長
十一その他評議員会で認められた者

第 13 条　この内規に定めるもののほか、入退会に関し必要な事項は、役員会及び評議員

　会の議を経て総会において決定する。

附則
この内規は、平成 8 年 7 月 27 日から施行する。
附則
この内規は、平成 14 年 7 月 20 日から施行する。
附則
この内規は、平成 19 年 7 月 14 日から施行する。
附則
この内規は、平成 21 年 7 月 19 日から施行する。
附則
この内規は、平成 23 年 5 月 15 日から施行する。